

第 10 期みなかみ町高齢者保険福祉計画策定に係る
アンケート調査等実施業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月
みなかみ町

1. 業務の内容等

項 目	内 容
業務名称	第10期みなかみ町高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査等実施業務
業務内容	第10期みなかみ町高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査等実施業務仕様書(以下「仕様書」という。)を参照のこと。
履行期間	令和7年8月20日(予定)から 令和8年3月10日まで
見積上限額	金 4,257,000円 (消費税及び地方消費税を含む。) 上記価格を超える提案は失格とします。この金額は、業務期間の予算額(予定)であり、予定価格ではありません。

2. 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げるすべての条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (2) 本町の入札参加資格者名簿にて、登録されていること。
- (3) 実施要項配布開始日から契約候補者決定日までの間において、みなかみ町建設工事請負業者等に係る指名停止等の措置要綱(平成17年10月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 国税、都道府県税、市町村税、消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。
- (7) 参加表明書の提出時点に、自治体で令和2年度以降に委託を受けた、老人福祉法第20条の8に基づく高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条第1項に基づく介護保険事業計画の策定支援業務の完了実績があること。ただし、計画の策定支援全体の実績とし、アンケート調査や印刷など、業務の一部の実績は認めない。
- (8) 前記(7)の業務において、業務責任者として業務実績のある人員を、本業務に業務責任者として従事させること。
- (9) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び町の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

3. 提案募集スケジュール概要

項番	手続等	期限等
1	実施要項等の公表 (募集開始)	令和7年 6月25日(水)
2	実施要項等の配布(募集期間)	令和7年 6月25日(水)～7月 2日(水)
3	質疑書の提出	令和7年 6月25日(水)～7月 2日(水) 【午後5時15分必着】
4	質疑書の回答	令和7年 7月 8日(火)
5	参加表明書の受付 及び第1次審査(書類審査)	令和7年 7月 8日(火)～7月11日(金) 【午後5時15分必着】
6	参加資格通知	令和7年 7月14日(月)
7	提案書類の提出	令和7年 7月15日(火)～7月28日(月) 【午後5時15分必着】
8	第2次審査(プレゼンテーション、 ヒアリング)	令和7年 7月31日(木) 10時開始予定
9	第2次審査結果通知	令和7年 8月 6日(水)
10	契約の締結	令和7年 8月20日(水) ※予定

上記※については、該当者あて確定した日時等を別途お知らせいたします。

4. 提案募集の概要及び日程

(1) 名称

第10期みなかみ町高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査等実施業務に関する
提案募集

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

見積金額が見積上限額を超えないものについて、提出された提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングに対し評価を行います。

(3) 発注者及び事務局

ア 発注者

みなかみ町長 阿部 賢一

イ 事務局

みなかみ町役場 町民福祉課 高齢介護係 担当：小野、大野

所在地：〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318

電話：0278-25-5012(直通)

メールアドレス：office-kaigo@town.minakami.gunma.jp

(4) 実施要項及び仕様書等の配布

ア 配布期間

令和7年 6月25日(水)から令和7年 7月 2日(水)まで

イ 配布方法

実施要項はみなかみ町ホームページに掲載します。

画面右上の「MENU」→「仕事」→「入札」→「プロポーザル」→「公募型プロポーザル方式」→「（令和7年6月25日告示）第10期みなかみ町高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査等実施業務」からダウンロードしてください。

仕様書等については同ページに掲載してある仕様書等配布先メールアドレスに下記の（ア）から（オ）を記載し送信してください。メールを確認後、指定のメールアドレスに配付資料を送付します。

※受信確認のため、送信後、役場の業務時間内（午前9時から午後5時15分。ただし、土曜・日曜・祝日は除きます。）に、事務局へ電話連絡を入れてください。

（ア） 件名：第10期みなかみ町高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査等実施業務委託公募型プロポーザルについて

（イ） 会社名

（ウ） 連絡先電話番号

（エ） 担当者名

（オ） メールアドレス（配付資料送付先）

ウ 配布資料

（ア） 本業務公募型プロポーザル審査基準

（イ） 本業務仕様書

（ウ） 提出書類にかかる様式

（5） 質疑の受付及び回答

ア 受付期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月2日（水） 午後5時15分まで

イ 質疑方法

質疑書（様式8）に質疑事項を記入のうえ、電子メールで提出してください。

メールアドレス：office-kaigo@town.minakami.gunma.jp

※受信確認のため、送信後、役場の業務時間内（午前9時から午後5時15分。

ただし、土曜・日曜・祝日は除きます。）に、事務局へ電話連絡を入れてください。

※電話・来訪等による質疑には応じません。

ウ 質疑回答日及び方法

令和7年7月8日（火）午後5時15分までに回答します。

原則、実施要項受領者全員に、配付資料送付先のメールアドレスに回答を送付します。

（6） 参加表明書等の提出

ア 提出書類

（ア）参加表明書（様式1）

（イ）会社概要書（様式2）

（ウ）類似契約実績書（様式3）及び契約書の写し等の履行実績を証する書類

（エ）みなかみ町暴力団排除条例施行に伴う誓約書（様式4）

イ 提出期間

令和7年7月8日（火）から令和7年7月11日（金）まで

午前9時から午後5時15分まで

ウ 提出場所

みなかみ町役場 町民福祉課 高齢介護係 担当：小野、大野

所在地：〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318

みなかみ町役場 町民福祉課 高齢介護係

エ 提出部数

各 1 部 (アの順番で、左上をホッチキス止めしてください。)

オ 提出方法

郵送またはメールで提出ください。(令和 7 年 7 月 11 日(金)必着。)

提出先メールアドレス: office-kaigo@town.minakami.gunma.jp

(7) 参加資格通知

参加資格審査結果は、令和 7 年 7 月 14 日(月)午後 5 時 15 分までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。

(8) 提案辞退

参加表明書の提出後に参加辞退する場合は、すみやかに「参加辞退届」(様式 9)に記載し、原則、郵送により提出してください。

なお、辞退したことをもって、今後本町が発注する委託業務等について、競争上の不利益となることはありません。

(9) 提案書等の提出

本業務仕様書等の内容を踏まえ、提案書等を作成し提出してください。

ア 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数	備考
(ア)提案書【表紙】(様式 5)	1 部	—
(イ)企画書(様式自由)	12 部	(イ)から(カ)の順番で、左上をホッチキス止めのこと。
(ウ)見積書(様式自由)		
(エ)工程計画表(様式自由)		
(オ)業務実施体制調書(様式 6)		
(カ)業務責任者実績書(様式 7)		

イ 提出期間

令和 7 年 7 月 15 日(火)～7 月 28 日(月)

午前 9 時から午後 5 時 15 分まで(土曜・日曜は除きます。)

ウ 提出場所

みなかみ町役場 町民福祉課 高齢介護係 担当:小野、大野

所在地:〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318

みなかみ町役場 町民福祉課 高齢介護係

エ 提出方法

郵送または直接持参ください。(令和 7 年 7 月 28 日(月)必着)

オ 提案書等に関する留意事項

(ア) 本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のため必要な事項を記載してください。

(イ) 本業務公募型プロポーザル審査基準の「審査の視点」に留意して記載してください。

(ウ) 企画提案した事項については、見積金額の範囲内で実施することとしてください。

(エ) 用紙の規格は A4 判、両面印刷で、横書きとします。

(オ) 文字サイズは、11 ポイント以上とします。

(カ) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(キ) 提出書類は適宜ページ番号を振り、左上をホッチキス止めとします。

(ク) 提出書類への鉛筆書きによる記載は認めません。

(ケ) 提出書類の差し替えは認めません。

(コ) 提出書類の返却はしません。

(10) 提案の無効に関する事項

次の事項に1つでも該当するときは、その者の提案は無効とします。

- ア 契約候補者の選定時点において、本実施要項の「2 参加資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者が提案したとき。
- オ プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- キ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ク 応募提案書類に虚偽の記載を行ったとき。
- ケ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行う、又は指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

5. 事業者の選定

「第10期みなかみ町高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査等実施業務プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において、第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)を行います。また、「第10期みなかみ町高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査等実施業務公募型プロポーザル審査基準」に基づき、委員会において最優秀提案事業者を決定します。

なお、提案事業者が1者の場合でも審査を行うこととします。

(1) 審査の方法及び留意事項

- ア 参加表明書等については、本実施要項「2 参加資格要件」に定める要件に該当するか、書類による第1次審査を行います。
- イ 第2次審査において、各委員による評価点の平均点が、配点合計の6割を超えない場合は場合は失格とします。
- ウ 第2次審査は、審査会においてプレゼンテーション・ヒアリングを行います。各委員の評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とします。また、1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、委員会による合議又は多数決により決定します。
- エ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けません。
- オ 審査項目は、本業務公募型プロポーザル審査基準のとおりです。

(2) 第1次審査(書類審査)通知

令和7年7月14日(月)に次に掲げる事項を記載した審査結果を、電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。

- ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格を有する旨、及び提案書の提出を要請する旨
- イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

(3) 第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

提案に対する説明を受けるため、第1次審査(書類審査)の有資格者に対し、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施します。

ア 実施予定日 ※原則対面形式により実施

令和7年7月31日(木) ※10時開始予定

※実施場所、実施時間及び実施方法等は、個別に連絡します。

※参加できない者は失格とします。

イ 時間配分

各事業者 プレゼンテーション 15 分、その後ヒアリングを行います。

ウ その他

(ア) 必ず、本業務に業務責任者として従事する者がプレゼンテーションを行ってください。

(イ) パワーポイントの利用は可とします。追加の資料配付は認めません。

(ウ) パソコンの機材は提案者側で用意してください。本町では机、椅子、OA タップ、スクリーン、プロジェクタ(RICOH 型番:PJWX5361N)又はパソコン接続可能なモニターを用意します。

(エ) プレゼンテーションの出席は3名までとします。

(オ) 本業務公募型プロポーザル審査基準の「審査の視点」に留意してプレゼンテーションを実施してください。

(4) 第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の結果通知

令和7年8月6日に電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。また、審査結果は、みなかみ町ホームページ上でも公表します。選定結果の問い合わせについては、一切応じません。

ただし、契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に事務局に説明を求めることができます。

6. 契約について

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者と本業務の契約締結交渉を行うものとします。選定された提案書の記載事項及びプレゼンテーション時の説明事項は、原則として契約時に業務委託仕様書に盛り込むことを想定しています。選定した事業者と協議し、仕様等契約内容を決定します。
- (2) 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとします。

7. その他

- (1) 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務委託公募型プロポーザル実施事項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (2) 提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とします。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、みなかみ町建設工事請負業者等に係る指名停止等の措置要綱に基づき指名停止等の措置を行うことがあります。
- (4) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、みなかみ町が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、みなかみ町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

**第 10 期みなかみ町高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査等実施業務
公募型プロポーザル審査基準**

審 査 項 目	評 価 項 目	配 点
1 業務実績・ 実施体制	- 他の自治体において令和 2 年度以降に受託した高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務の実績が十分であるか。 - 人員配置及び組織体制が十分であるか。	20
2 制度改正の 動向把握等	高齢者保健福祉施策及び介護保険制度に関する法令について知識を有し、制度改正などの動向を把握しているか。	10
3 本町の状況や 課題の把握	本町の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の現状と課題を把握し、検証・評価ができているか。	20
4 アンケート 調査の実施 と結果分析	- 調査や集計分析の実施方法が工夫されているか。 - 調査結果の分析により課題やニーズが整理され、計画の基礎資料として効果的な報告が期待できるか。	30
5 プロポーザル 内容の妥当性、 実現性	業務を期間内に完了するために、適正なスケジュールや業務実施方法となっているか。	10
6 見積金額	プロポーザルの内容に対して、積算金額は妥当か。	10
合 計		100